

**伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会資料**

**「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」  
の方向性 意見シート  
（各委員提出）**

## 目次

○ 辻内裕也委員	1
○ 世古 明委員	4
○ 中瀬信之委員	7
○ 村林 聡委員	10
○ 杉本熊野委員	13
○ 長田隆尚委員	16
○ 山本教和委員	19
○ 舟橋裕幸委員	22
○ 津田健児副委員長	25
○ 中瀬古初美委員長	28

# 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：辻内 裕也

## 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

国内市場が縮小する中、茶産業の持続的な成長を実現するためには、輸出拡大を図ることは必須。

リーフ緑茶の消費量は年々減少傾向にあり、緑茶を急須で淹れる伝統の消失が懸念されている中、学齢期から茶に親しむ習慣を育む機会を学校教育の場で確保することは、消費の確保・拡大につながる。また、茶の生産現場に対する理解を深めるための取り組みを実施することは、適正な価格形成を実現する上で重要。

顧客接点を確保・拡大する上で、飲食店との連携は重要。所謂、乾杯条例は消費拡大に直結するのか賛否あるが、乾杯を推進することにより伊勢茶を愛飲する気運を醸成することにはつながると考える。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

B案「三重県産のお茶全般を広く対象」

緑茶以外も対象とする。ただし、三重県産100%とする。

**3 その他の御意見等について**

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：世古 明

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

お茶の食育推進を考えていく必要があると思うが、その為には子どもたちでもなじみやすい「\*\*学」というものが良いではないかと思えます。

「\*\*学」を考える上でストーリーは必要であると思う。

歴史を考える時、ここの地域では作りやすいが伊勢茶の場合、どう考えるか難しいところがあるように思えます。

お茶の振興を考える場合、それぞれの役割を明記していかなければいけないと思えます。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産 100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

三重県産のお茶全般を広く対象にしたほうが良い。

和紅茶とか今後人気が出てくるような気がするので緑茶に限定しないほうが良いのではないかと思います。

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

PRという点では来庁者には伊勢茶に関するもの（ペットボトル、ティーバッグ）などをリーフレット等といっしょに渡すことは出来ないのか？



# 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：中瀬 信之

## 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

◇三重県のお茶は、歴史はあるものの全国的な知名度は乏しい、「伊勢茶」ブランドとして知名度を上げていく。

（トップセールス・官民による宣伝広告）

◇お茶を飲む習慣をつくるために、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校で、本格的な茶をのむ機会をつくることと、和食文化の推進に合わせ伊勢茶の歴史・文化の学習をすることで将来のお茶に対する文化を継承する。

◇伊勢茶の生産が縮小しないよう農家支援策を行う。

（生産者数・茶園面積が縮小しない）

◇伊勢茶の振興を進めるうえで消費拡大は不可欠と考える販売先ルート別の戦略をたてることが重要

- ・ 県内向け
- ・ 県外向け
- ・ 国外向け

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

### 条例の振興の対象

#### B案「三重県産のお茶全般を広く対象」

県条例としては、幅広に県産の茶葉を使用すれば「伊勢茶」のネーミングを使用すればよい。他県産の茶葉を混ぜる場合は、伊勢茶に含まない。

**3 その他の御意見等について**

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：村林 聡

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

調査によって、粉末茶（抹茶、伊勢抹茶）や有機栽培のお茶に可能性があることがわかった。そうした伊勢茶の新しい未来を拓く後押しをするような内容を希望する。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

伊勢茶の新しい可能性を狭めないために、B案かつ県産100%とするのが良い。

平等原則に従い、特定の商標を条例に定義付けるよりも良いと考える。

ただし副委員長よりあった情報提供は重要な内容であり、現在の商標を登録し直し、そこに県も参画することで、県内事業者の公平な使用を担保でき、条例とも整合できるのであれば、その方が望ましい。

**3 その他の御意見等について**

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

# 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：杉本 熊野

## 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

### 一. 目的について

1. 三重県民の「伊勢茶を知り、伊勢茶を飲もう」とする、県民運動にしていくこと。
2. 伊勢茶のブランド化を強化し、国内外の販路を拡大していくこと。

### 二. 条例について

#### 1. （県民運動による消費拡大）

三重県民が、日々の暮らしの中で、伊勢茶を愛飲する取り組みをすすめる。

- (1) 県民が、一日一杯の伊勢茶を飲むなど、お茶のある暮らしを心がけるよう、取り組みをすすめる。
- (2) お祝いの席や人々が集う場において、伊勢茶やお茶割りで乾杯を行う、三重の新たなお茶文化を醸成し浸透させる取り組みをすすめる。
- (3) 消費者のライフスタイルの変化に合わせたお茶の楽しみ方の提案をすすめる。

#### 2. （伊勢茶の歴史・文化等「伊勢茶学」を通じたお茶の魅力発信）

三重県民が、伊勢茶の歴史・文化、その他健康等に関するお茶の機能について理解を深める機会や場を提供する取り組みをすすめる。

3. 三重の子どもたちが、伊勢茶の生産等に関わる地域の人と出会い、伊勢茶の歴史・文化等を学び、広く伊勢茶に親しむ機会を設けるよう取り組みをすすめる。

#### 4. （伊勢茶を国内外へ流通拡大）

- (1) 伊勢茶のブランド化を強化する。
- (2) 輸出拡大に向けた流通販売体制の整備をすすめる。

### 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産 100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。
- ・ 「伊勢茶」は、三重県産のお茶全般
- ・ 「お茶に親しむ」「愛飲」を県民運動としていく場合は、伊勢茶と限定せず、お茶とする



### 3 その他の御意見等について

・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

・ 条例案づくりについては、じっくり検討したい。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：長田 隆尚

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

「伊勢茶の消費の拡大に向けた調査」が委員会の目的であるということからすると、「主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例」とすべきであると考えます。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

三重県のホームページには、伊勢茶とは、

「三重県で生産されるお茶の総称であり、三重県産100%の緑茶です。平成19年4月13日付けで特許庁の地域団体商標（地域ブランド）に「伊勢茶」が商標登録されました。（三重県茶業会議所HPより）」

と記されていることから、伊勢茶については、A案の「三重県産100%の緑茶に限定する。」のが望ましいと思われる。

一方で、ウィキペディア（Wikipedia）には、

「伊勢茶（いせちゃ）とは、三重県内、とくに旧伊勢国で古くから産出していた日本茶のこと。新茶の収穫は、早い所では4月下旬から始まる。収穫した地域をより細分化し水沢茶（すいざわちゃ）、鈴鹿茶、亀山茶、大台茶、わたらい（度会）茶、飯南茶、越賀茶などとも呼ばれる。」と記されている。

それ故、伊勢茶とは、「三重県で生産されるお茶の総称であり、三重県産100%の緑茶で、収穫した地域により水沢茶（すいざわちゃ）、鈴鹿茶、亀山茶、大台茶、わたらい（度会）茶、飯南茶、越賀茶などとも呼ばれている。」と定義してはどうかと思う。

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

水沢茶（すいざわちゃ）、鈴鹿茶、亀山茶、大台茶、わたらい（度会）茶、飯南茶、越賀茶等の促進に加え、海外戦略も含め、抹茶を使用したお菓子等の促進も、記すべきではないかと思う。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：山本 教和

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

伊勢の国 ストーリーを考えよう

歴史・伝統・文化に裏打ちされたどこにも負けない歴史・伝統がある三重県。2000年の歴史を誇る伊勢神宮、世界遺産の熊野古道、伊勢・志摩が世界に誇る真珠、伊賀の忍者。こんな文化に溢れている三重の地で育まれた伊勢茶。

みえ地物一番、地産地消、地場製品の重要性を食育の推進、日常の消費段階、インバウンド、観光客それぞれの層で考えていく必要あり。

昔、伊勢に御師がいました。…伊勢神宮の遷宮に莫大なお金がかかり、御師達は、伊勢神宮の御札を持って全国を回り寄進を願いました。

室町時代に朝廷への献上や江戸時代徳川吉宗公に献上したとあります。こういった事をストーリーとして組み立てる。

- ・ 伊勢茶のイメージキャラクターの刷新。
- ・ 三重には、伊賀焼、萬古焼が生産されており、関連商品として情報発信することは重要。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

三重産100%をどこまで維持できるか？

A案がいいに決まっているが

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

三重県は、以前から全国に誇れる農業県。明治の初め、三重県から多くの農業指導者が、静岡県に行って「手もみ製茶法」を教えたとある。

静岡メロンも三重県志摩、南張メロンの関係者が静岡に行って指導したと言われている。今や静岡茶、静岡メロンは、静岡県を代表する農産品である。

- ・ 伊勢茶ツーリズム

茶師と巡る「伊勢茶ティーツーリズム」

茶畑に行って、その景観を眺めながら、お茶を飲んだり、茶摘みを体験させることは、これからの新しいツーリズムとして有望。

※ インバウンド客にとって、景色、食事は定番ですが、祭、踊り等、体験がこれからの大きな要素となります。北海道富良野パウダースノー、郡上踊り、盆踊り等は外国人に人気。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：舟橋 裕幸

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

○呈茶は、おもてなしの一環で無料の意識がある。ブランド化して茶を、コーヒー、紅茶並に有価で飲む環境づくりの醸成ができないか。

○小学校で利用する副読本に「伊勢茶」を作成できないか。



## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

【記入例】・ 三重県産のウーロン茶や、紅茶も含めたほうが良いので、B案が良いと思う。ただし、対象となるお茶の範囲が広すぎると、他産地のお茶も対象になりかねないので、三重県産100%に限ったほうが良い。

上記の記入例に賛同

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

ぼちぼち条例骨子案の正副委員長案（たたき台）を提案してください。

# 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：津田 健児

## 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

### 伊勢茶学（仮称）の創設

学校教育との連携や、歴史ロマンを含んだストーリーは伊勢茶のブランド力を高めるために必要。

### 伊勢茶の日

年に1回1日又は一定期間、伊勢茶を盛り上げることは大切である。

### 伊勢茶で乾杯

もちろん何を飲むのも自由だが、三重県民が静岡県民と比べお茶を飲めないといわれる中、乾杯にウーロン茶、ノンアルコールはあるけど、伊勢茶は用意すらされていないのは悲しい。

### 飲食関係者との連携又は伊勢茶を扱う飲食関係者への支援

飲食店で伊勢茶をたのんでも、メニューにない店が多い。お金を払って伊勢茶を飲む飲食文化を広めていくべき。

### 輸出支援

海外での抹茶、緑茶ブームは無視できない。

### 計画策定

現在の振興計画に含めては？飲食関係者を入れた進捗管理体制。

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

### A案がベター

関係団体との理解が得られるか不透明。混乱するおそれがある。

また定義をする必要がなければ定義をせず、逐条解説の中に、支援する対象に和紅茶等を入れては？

一方で、商標を持つ団体に対して、緑茶以外の県産和紅茶、ウーロン茶を対象の中に入れてもらえるよう働きかけてはどうか？

もし定義をすべきとなれば、「伊勢茶の定義とは商標登録のとおり」では？

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

条例制定後、ホテル、飲食団体、市町、教育委への協力要請どうやってするか？

執行部と一緒にするか？

ホテル、飲食団体にはメニュー化、乾杯について、市町又は市町教委については、伊勢茶学活用、伊勢茶の授業推進をお願いします。

## 「伊勢茶の振興に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：中瀬古 初美

### 1 条例の内容等について

- ・ これまでの調査等により明らかになった伊勢茶をめぐる課題（立法動機）を踏まえ、条例を策定するに当たって、どのような内容（目的も含む。）を設けるべきかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

1. 歴史と文化を彷彿させるようなわかりやすいストーリーの整理
2. お茶はタダ（無料）のものという認識がある。良い（品質・味の）お茶を提供することの対価を得る為のキャンペーン
3. 全県的に食育（淹れ方教室を含む）の推進を促していく（給食に取り入れることも検討）
4. 若者のリーフ離れが顕著である為、手軽に入れるティーバッグもあわせて普及していく。
5. 急須で淹れる文化も大事にしていく必要があるため、茶器（萬古焼、伊賀焼等）などのプロダクトデザイン
6. サブスクでのお茶の需要や提供方法の研究（企業と協働したマーケティング）
7. エビデンスに基づいたお茶の効能のPR（健康…血圧、体脂肪）
8. 公共施設の給茶サービスの検討（給湯器、茶葉、マイボトル）
9. 伊勢茶学の検討

## 2 条例の振興の対象について

- ・ 立法動機や1でご記入いただいたことを踏まえ、今後、条例の検討を進めるに当たって、条例の振興の対象について、A案「三重県産100%の緑茶に限定」、B案「三重県産のお茶全般を広く対象」（この場合は、どこまで対象に含めるか具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

### B案

- ・ 消費者のニーズと必ずしも一致していると言い切れないため。（例えば伊勢茶には和紅茶が含まれていない）
- ・ 三重県産100%とは？・・・議論が必要

茶園	摘採	加工	販売
○	○	?	?

### 3 その他の御意見等について

- ・ その他、条例案や今後の進め方などについて、ご意見等ございましたら、ご記入ください。
- ・ 若手生産者が明るく希望を持てる生産や販売ができるように情報交換をする機会を提供し、生産者・問屋・販売者などがネットワークを持てるような仕組みづくり
- ・ 茶業会議所、中央普及改良センター、農業研究所茶業研究課、県行政などが意見交換等の情報共有の場を持つ。
- ・ 海外輸出の可能性を調査し相談があればすぐに対応できるような知見を蓄積し備える。
- ・ 生産がしやすくかつ消費者ニーズに合った品種改良（開発）を断続的に進める。